

令和6年第1回農業委員会議事録

令和6年1月25日

長瀬町農業委員会

令和6年第1回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和6年1月25日
開催年月日 令和6年1月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 14時06分 事務局長 相馬 孝好
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		
5	野原 隆男		
6	鈴木 智子		農地利用最適化推進委員
7	井上ゆかり		第1区域 堀口 栄一
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第3区域 須賀 勤

○欠席委員

10 松本 高正

第4区域 野口 稔

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農用地利用集積計画について
- (2) 議案第2号 農用地利用促進計画について
- (3) 議案第3号 農作業料金・農業労賃について
- (4) 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

(5) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 定刻より少し早いんですが、いつものように皆さんもうお集まりでございますので、早めに始めさせていただきます。

ただいまより令和6年第1回農業委員会総会を開会いたします。

(午後 時 分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。

新年早々大きな災害と大きな事故が相次ぎまして、ちょっと先行きが心配かなという年明けでございました。特に石川県の能登半島の大地震につきましては、甚大な被害ということで亡くなられた方にご冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

また、最近テレビ等でコロナの第10波が盛んに報じられておりまして、どうも感染力が今までより強いということがございますので、これまで以上に皆さん気をつけていただきたいなというふうに思います。

それから、ここ何回かの農業委員会の中で3条申請が数件出てくるようになりました。とてもいい傾向で、担い手がいるということは大変心強い限りでございますので、委員の皆さんにおかれましては、特に受け手の担い手の相談役といいますか、支援等よろしく願いいたします。

今年1年よろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

早速、議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたし

ます。

ただいまの出席農業委員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が松本委員、また推進委員の野口委員によりありましたので、報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

1番、常木三郎委員、2番、林春政委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に1番、常木三郎委員、2番、林春政委員を指名いたします。

◎議案第1号 農用地利用集積計画について

◎議案第2号 農用地利用促進計画について

○議長 それでは、議題に移ります。

議案第1号、議案第2号につきましては関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画について、議案第2号 農用地利用促進計画についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、第2号は農地中間管理事業に関する案件のため、続けて説明いたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、長瀨町が農用地利用集積計画を定めるに当たり、令和6年1月9日付で、長瀨町からの依頼により、長瀨町農業委員会での審議が求められているものです。本案は、農地中間管理事業により農地を所有するものから農地を貸したい旨の申出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

議案第1号、番号1、番号2、番号3、番号4の順番で説明いたします。

番号1-1について説明いたします。貸付けに係る土地については一覧をご覧ください。

申請地は大字本野上字高野の畑5筆、合計3,040平米となります。土地の所在につきましては案内図をご覧ください。申請地は—————農地です。利用権を設定する期間は令和6年4月1日から3年間です。なお、現地の状況は、こちらのほうはもう既に利用権設定をされております農地になっておるため、耕作中でした。

続きまして、裏面にいきまして番号1-2、貸付けに係る土地につきましては一覧をご覧ください。

申請地は大字中野上字原、畑2筆、合計892平米となります。土地の所在につきましては案内図をご覧ください。申請地は—————農地です。利用権を設定する期間は令和6年3月31日から10年間です。なお、現地の状況は、以前借りていた方がブドウを育てており、それを引き継ぐという形になっておるためブドウが植えられています。

続きまして、番号1-3、貸付けに係る土地については一覧をご覧ください。

申請地は大字野上下郷字宿地、畑2筆、合計1,610平米となります。土地の所在につきましては案内図をご覧ください。申請地は—————農地です。利用権を設定する期間は令和6年4月1日から5年間です。なお、現在の状況は休耕中でした。

続きまして、裏面、番号1-4、貸付けに係る土地については一覧をご覧ください。

申請地は大字野上下郷字宿地、畑1筆、1,056平米となります。土地の所在につきましては案内図をご覧ください。申請地は先ほどの1-3と同じく—————農地です。利用権を設定する期間は令和6年4月1日から5年間です。

1-1から1-4の本案につきまして決定をいただいた後には、農林公社が農地を貸し付けることとなりますため、続く議案第2号にて、農用地利用促進計画を決定することになります。

続きまして、議案第2号 農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に当たる法律第19条第3項の規定により、長瀬町が農用地利用促進計画を定めるに当たり、町からの依頼により農業委員会の意見を求められているものです。計画の内容を申し上げます。

文字が小さいんですけども、番号1から5、利用権の設定を受ける者の住所・氏名は—

——さん。利用権の設定を受ける土地は、議案第1号番号1-1で説明させていただいた土地となります。設定する権利ですが、権利の種類は賃借権の設定。利用内容はソバです。貸借期間は令和6年4月1日より3年間です。賃料は5筆で——円となります。

——さんは令和2年から法人として認定農業者となり、町内数か所でソバを栽培しており、今後も農地を借受け、拡大予定となっています。こちらの計画案については、町として特に意見はないものと考えております。

続きまして、番号6から7、利用権の設定を受ける者の住所・氏名、——さん。利用権の設定を受ける土地は、議案第1号番号1-2で説明させていただいた土地となります。設定する権利ですが、権利の種類は使用貸借権の設定。利用内容は果樹栽培で、具体的にはブドウです。貸借期間は令和6年3月31日より10年間です。賃料は使用貸借権のためかかりません。

——さんは令和4年に——さんのお父様からブドウ園を引き継ぎ、ブドウ栽培を家族とともに行っており、今回の計画案については、特に意見はないものと考えております。

続きまして、番号8から10、利用権の設定を受ける者の住所・氏名は——さん。利用権の設定を受ける土地は、議案第1号番号1-3、1-4で説明させていただいた土地となります。設定する権利ですが、権利の種類は使用貸借権の設定。利用内容は露地野菜栽培で、具体的にはニンニク、ナスです。貸借期間は令和6年4月1日より5年間です。賃料は使用貸借権のためかかりません。

——さんは令和4年に認定農業者となり、お母さんとともに露地野菜を栽培しており、現在農協とニンニク契約出荷を行っており、その計画案については、特に意見のないものと考えております。

なお、本件法人1件、個人2名につきましては、町で農業委員会の今回の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、賃借権、使用貸借権の設定がされるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 この事業は農地中間管理機構、公社がやっております、議案第1号で出してから、公社のほうへ土地を預けて、議案第2号で公社から受け手に貸すという、もう決まっている出し手、受け手があるものしか公社は受けませんので、もう既にこれに対して文句のつけようはあまりありませんけれども、皆さんのほうからご意見があったらお願いしたいと思いま

すが、これより本件に対する質疑を行います。

○9番齊藤喜久夫委員 確認なんですけれども、使用貸借、なんで公社を通す必要が、そこがいまいち理解ができない。

○事務局 もう利用権設定という契約方法がなくなって、相対もできないので、今できるのが3条か中間管理という形なんですけれども。

○9番齊藤喜久夫委員 ヤミでやってというのはしょうがないのか。

○事務局 ヤミは本来はいけないので、そういうのも。ただ、そういう農地の出し手、受け手というか、その所在を明らかにするためにしっかり契約をしていきたいと思いますというところでこのような方法で、ただ今、やっぱり受け手がいなくなっている現状を賃借権だけだとやっぱり担い手がいなくなってくるので、こういう使用貸借でも中間管理を通して契約をしていきたいと思いますという流れになっております。

○議長 特に昔は土地が取られたとか、うやむやになった部分があって、よく貸し借りが相対でやっている、そういう問題が起きたという背景がございますので、公的な農林公社が入ることによって、その辺が担保されるということもあるんだと思いますけれども。

ほかに質問はございますか。

○須賀 勤委員 そうすると、こういう事例的にゼロ円、ゼロ円で動くということであれば、今までなあなあでやってきたところが随分ありますよね。そういうのも誰が耕作するかはつきりするためには、こういうのを出していく方向でいかなきゃいけない。

○事務局 そうです。

○須賀 勤委員 賃借じゃないんで、使用するだけなんで口頭でやるんですけれども。

○事務局 ただ、それが今度やめちゃったとき、代が替わるときとか、そういうときも地権者にとっては結構口約束だったから、急に広い面積やめられてというときも、間にこういうところが入ることによって、2年間は出し手、次に引き継いでくれる人を探してくれるとか、そういう保障も一応つくので、ぜひこの制度を活用して、あまり相対じゃなく、しっかり契約をしていきたいと思いますというところです。よろしくお願いします。

○11番野原重信委員 公社というのは土地を見に来るんですか。

○事務局 農林公社は基本的には来なくて、これは農業委員会ではなくて、どちらかというと農政の担当で土地を現地確認に行ったりとか、地権者だったり、耕作者との間に入って行っている契約です。なので、私が一応見には行っています。

○議長 まれに農林公社が直接請け負うこともたまにあるんです。

○6番鈴木智子委員 賃貸借と使用権というのは、どうやって決めているんですか。お金がかかったり、かからなかったり。

○事務局 あくまでも当事者同士の。

○議長 今は逆に出し手のほうがお金払う。

○事務局 借りていただいているという方が多いですから。

○6番鈴木智子委員 使用貸借みたいな形を知らなかったの。

○事務局 委員 昔だと親戚同士でおじいちゃん、おばあちゃんからとかあったんだけど、今までで見れば大体そうなんだけれども、全然関係ない第三者が出しているじゃないですか。だから、それでも借りてもらったほうがありがたいという、貸したほうはただで金払ってでも借りてもらいたいというのが実際問題なんで。

(発言する者あり)

○事務局 今はゼロ円が最高というか。

○須賀 勤委員 買っちゃうと税金かかるし、そうすると住民税も上がるし。

○事務局 そこは今後の交渉、——さんのもしあれだったら、そういう交渉も今後はして、力になればと。

○9番齊藤喜久夫委員 規模拡大が近くであれば。

○6番鈴木智子委員 貸してくれるところは幾らでもいいんだよと言うんだけど、でもそれじゃというんで少しは。

○事務局 けれども、堂々としても大丈夫という。

○事務局長 でも、貸し手のほうは除草等の手間がかからなくなるんで助かるんですよ。貸していないと自分で除草等すると、ガソリン代がかかったり、草刈り機も買わなくちゃだし、そういうのがかからなくなるんで、本来は払わなくてもいいのかなという気はしますけれどもね。

○1番常木三郎委員 1件目から使用権だったんで全部ただです。

○6番鈴木智子委員 最初に相談してそういうやり方もあるよと言っていただければ。

○事務局 すみません、そのときはまだあまり出てきていなかった。最近は本当にここ一、二年で本当に多くなっていると思います。

○議長 ちょっと蛇足になりますけれども、山の場合は農林公社が直接受けて、それを森林組合に委託しているんですよ。これはありがたいです。自分たちで何もできませんから、もう農林公社と森林組合様々です。30年から50年に1回ですけども、競売にかけますんで、ま

とまった100万円単位のお金が入る、面積によりますけれども。

いずれにしても、農地も受け手がない中で農林公社も大変なんですけれども、この事業につきましては、議案のとおり農業委員会に意見を聞いてくるという目的で、これをかけておりますので、皆さんのほうからもしいろんな意見がありましたら、向こうへ1回返しますんで。

ほかに質疑はございますか。

○11番野原重信委員 ちょっと今と話が違うんですけれども、———というのは本当にソバを作るんですか。

○議長 やっています。

———さんが私の実は同級生もそれに加わって、3人で今、ちょっと1人欠けっちゃったので、2人でやっているんですけれども、———のせがれさんと、もう1人———君という方が2人でソバを請け負っているんです。実際に生産しております。

○11番野原重信委員 建設と一緒にソバも作るという。個人の人なんでしょう。

ソバを作るのと建設。

○議長 それはもう別です。経営は。———ということじゃなくて。

○須賀 勤委員 今、言ったあれもあるんですけれども、———さんのところで雇用している人間も幾らかいるんだよね。

機械とか、刈り取りとか、忙しいときには行ってやったり、機械を使ったりする刈り取りとか、ああいうときは、ふだんのあれは今、2人なんですか。

○議長 恐らく3ヘクタールか4ヘクタールぐらいある。

○須賀 勤委員 多分、今、今日出ているところも、もう1回か2回終わっていると思うんですけれども、刈っていると思うんですけれども。

機械やるとき、機械が来て刈り取って、きれいにしてもらおうというのは二人だけじゃ。

○議長 今までちょっとまとまったお金がないと整備できませんので、なかなか腰が上がりませんけれども、そういう集団がいればヘクタール規模で受けられますので、とてもいいと思いますよ。

○事務局長 それと会社の定款というのがあって、株式会社ができる事業というのがある中に、多分農業のことも入っているんだと思います。土建業もあるし、農業もやりますよというのが入ってやっているんだと思います。だから、株式会社の名前が使えるんだと思います。

以上です。

- 須賀 勤委員 楓庵さんが使っているソバはそうだとっていました。
- 11番野原重信委員 私のおやじがお世話になっているときはそういうことはなかったんだね。何十年も前の話なんです。
- 事務局 平成30とか、平成の終わりぐらいに多分やり始めたかな、事業として。
- 9番齊藤喜久夫委員 ————として認定農業者になったんですか。
- 事務局 はい。令和2年に。
- 議長 ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第1号 農用地利用集積計画についてに対する採決を行います。

本件は、申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議長 ありがとうございます。全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。
よって、本件は申出のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農用地利用促進計画についてに対する採決を行います。

本件は、促進計画案について、意見なしで報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議長 ありがとうございます。全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。
よって、本件は促進計画案について意見なしで報告したいと思います。

◎議案第3号 農作業料金・農業労賃について

- 議長 それでは、続きまして議案第3号 農作業料金・農業労賃についてを議題といたします。
事務所の説明を求めます。

- 事務局 議案第3号 農作業料金・農業労賃について説明いたします。

こちらは埼玉県農業会議から農作業料金・農業労賃に関する調査依頼のほうがあり、事務局で調査し、算出した金賃を農業委員会にお諮りし、報告しているものです。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

まず、一番令和5年度欄をご覧ください。

まず、専門作業ですが、1日当たり9,440円、時給ですと1,180円、前年比で360円増となっております。次に、一般・軽作業の料金ですが、1日当たり8,640円、時給ですと1,080円で、こちらは昨年から240円増となっております。

なお、これらの金額につきましては、シルバー人材センターの時給単価を基に算出したものです。

次に、町内の農業以外の諸賃金ということで、主な業種における臨時雇用の1日当たりの賃金をまとめましたのでご覧ください。

令和5年の欄をご覧ください。

まず、公的勤務、これは役場で雇用する場合の賃金ですが、1日当たり8,240円、時給ですと1,030円、昨年より344円増となっております。次に、民間ですが、こちらのほうは週に1回、ハローワークから役場に秩父管内における求人情報を送られ、12月と1月の求人情報に掲載されていた時給単価の平均値をまとめたものが8,904円です。こちらは業種の募集状況などによって変動してしまうものです。

次に、シルバー人材センターの賃金は、平均値である1,080円を時給単価としました。

次に、埼玉県土木工事設計単価のうち、大工、左官、土木工の普通作業員の1日当たりの賃金はこちらのとおりで、全て昨年より増となりました。

最後に参考ということで、埼玉県の最低賃金の推移となります。

現在の最低賃金は1,028円で、昨年より41円の増となっております。

以上で説明を終わり、それぞれの数値を報告したいと思いますが、皆様の意見のほうをよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これはあくまでも事務局案です。

○事務局 事務局が案で今。

○議長 これより本件に対する質疑を行います。

○事務局 林さんシルバーやられてどうですか。

○2番林 春政委員 まさにこのとおりです。

最低賃金上がっているから、来年度からもうちょっとかな。可能性あるね。

○事務局 もうちょっと上がりますかね。だんだんと上がっているというのは。

○須賀 勤委員 シルバーさんの農業自体があれなんですけれども、8,640円と、農業の一般作業が9,000円、1,000円ぐらい違ってくるんですけれども、こんなに違うんですか。

○2番林 春政委員 特殊作業みたいなのがあるから、普通の草刈りとかと垣根の剪定とかになると、ちょっと値段が変わりますね。

○事務局 大きさなどによって変わるみたいで、特殊作業といってもそれでも前後あるそうで、一概にはこれというわけではないんですけれども、大体特殊作業と一般作業ではやっぱり差は出るということ。

○須賀 勤委員 シルバーと一般の職種にもよるけれども、農協に比べて安いなと思って、草刈り機と比べて。ほかの掃除なんかだとあれなんでしょうけれども。

○2番林 春政委員 1,080円だと自分で草刈り機持っていくと1日2,100円になるですよ。

○須賀 勤委員 それ、工具代入りますからね。

○2番林 春政委員 入りますからね。大体9,600、1万円弱かな。特殊作業のほうは柘原さんに聞いたほうがよく分かると思うんだけど。

○事務局 柘原さん、何か特殊作業をやられている。

○4番柘原 仁委員 割り勘でやるぐらいでそんなにもらっていないから。あとは、ちょっとやっぱり草刈り入るより、ちょっと潤うぐらいな感じで、そんな大した違いはないですね。

○事務局 何か資格なんかをお持ちだと高いとかというのはあるんでしょうか。

○4番柘原 仁委員 それは分からないな。

○事務局 例えば植木の手入れするにしても、何か研修を受けてきたとか、そういう方が高くなるとかというのはないんでしょうか。

○4番柘原 仁委員 どうなんだろうね。

○事務局 そういふのはないですか。

(発言する者多し)

○議長 ほかに質疑はございますか。

これ、様式って決まっているの。この情報というか。

○事務局 様式自体は決まっています。依頼された内容というのは、農作業。よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は事務局案のとおり、埼玉県農業会議に報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は事務局案のとおり埼玉県農業会議に報告することに決定いたします。

◎議案第4号 農業委員会の法令順守の申し合わせについて

○議長 続きまして、議案第4号 農業委員会の法令順守の申し合わせについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案第4号 農業委員会の法令順守の申し合わせについて説明いたします。

こちらは令和元年度に全国農業会議所より埼玉県農業会議を通して農業委員会の法令順守の申合せ決議を実施し、次年度以降も年度内に1回以上総会で法令順守の注意喚起をする依頼があったものであります。

誠に遺憾なことでありますが、過去に農地転用等に関わる農業委員会の不祥事が全国的に発生したことがございました。言うまでもなく農業委員会のほうは行政委員会であり、法令遵守により公正公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければなりません。

私のほうでこちらのほう読まさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議をする。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上、2点を長瀬町農業委員会として引き続き取り組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○9番齊藤喜久夫委員 これは毎年1月にかけるということですか。

○事務局 1月という決まりは特にはないんですけども。

○9番齊藤喜久夫委員 年1回以上というお話だったから、研修会で例えば羽生に行ったときもこういうのあったよね。

○事務局 ありました。

○9番齊藤喜久夫委員 だから、そういうのもあるし、何回やってもいいんだろうけれども、農業委員会としては1月定例でやっていきたいという。

○事務局 慣例で一番最初の第1回農業委員会ということになっているので。

○11番野原重信委員 私は今、読んでみたんですけども、漠然として分からないんですけども、具体的な例みたいなのはありますか。

○事務局 具体的に言いますと、特に大きく関わってくるのは個人情報です、やはり。

○11番野原重信委員 個人情報というのは。

○事務局 要はこの会議で得た情報というのを農業委員会関係者以外には話してはいけないというのが原則となります。ここで知り得た情報はあくまでも農業委員として知り得た情報のため、ほかの方には話をしたりしないということを、それを改めて徹底するためにこれを今。

○11番野原重信委員 じゃ、この土地はこの会議で誰々さんが誰に渡したとか、貸したとか、そういうことを言うわけですね。

○事務局 要はそういうことです。この土地はこういう話になって、大体幾らぐらいで売買されたみたいよとか、そういった漠然とした個人の金額だったり、所有に関する情報をほかの方に漏らさないということを徹底、皆さんもちろんそのあたり大丈夫と思うんですけども、改めてそれを認識していただくための申合せ事項となりますので、特にあまり重く引き受けなくて大丈夫です。

○議長 まあ皆さんが特に接するのは3条、4条、5条の申請に関する情報、それにつきましては外部に漏れないように配慮をお願いしたいということです。

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 何度も申しますけれども、非常勤の公務員ですので、情報が漏れるとかなり厄介なことになります。よろしくお願いいたします。

ほかに質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

本件は事務局説明のとおり、法令遵守について長瀬町農業委員会として引き続き取り組みたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、2月の委員会日程でございます。

2月の委員会は26日月曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、2月26日月曜日、午後1時30分からといたします。

事務局から、ほかに何かございますか。

○事務局 先月の農転の許可状況ですが、5条が4件あったと思うんですけども、1月22日付で3件承認となりました。残り1件につきまして、県の審査過程で追加資料の提出を求められており、対応中のため許可が送れておりますが、許可見込みとなっております。

以上です。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、令和6年第1回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時06分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和6年1月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 常 木 三 郎

署名委員 林 春 政